

## 役員報酬等規程

制定：平成22年5月27日

改正：平成24年7月30日

改正：平成25年3月14日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、定款第37条の規定に基づき、公益財団法人東北電業会（以下、「この法人」という。）の役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

(1) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(2) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

#### (報酬等)

第3条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤役員には報酬等を、非常勤役員には退任手当を、それぞれ支給することができる。

2 常勤役員の報酬等とは、常務理事にあつては月額報酬及び退職手当をいい、理事（事務局長を兼ねる場合を含む。）にあつては、月額報酬及び手当（上期手当、下期手当）並びに退職手当をいう。

#### (報酬等の支給)

第4条 役員の報酬等は、この規程の限度内において支給することができる。

### 第2章 報酬

#### (月額報酬の対象期間)

第5条 月額報酬の対象期間は、当該月の1日から月末までの1ヶ月間とする。

#### (月額報酬の支払日及び支払方法)

第6条 月額報酬の支払日は、毎月20日とする。ただし、20日が休日にあたるときは次のとおりとする。

- (1) 20日が日曜日にあたる時は、21日とする。ただし、21日が休日にあたる時は、22日とする。
  - (2) 20日が日曜日以外の休日にあたる時は、20日前後の直近の勤務日とする。
- 2 月額報酬は、法令の規定により控除すべき金額を控除し、その残額を支払う。

(月額報酬額等)

第7条 常勤役員の月額報酬、上期及び下期手当は、次のとおりとする。

- (1) 常務理事の月額報酬は、月額49万円を限度として、支給できるものとする。
- (2) 理事の月額報酬は、月額30万円を限度として支給できるものとする。  
また、理事に対する上期手当（支給対象期間は、前年の10月1日から3月31日まで）及び下期手当（支給対象期間は、4月1日から9月30日まで）については、それぞれ90万円を限度とし、支給できるものとする。

(月の途中で選退任した場合の月額報酬額)

- 第7条の2 月の途中において、新たに常勤役員に選任された者または常勤役員を退任した者に対し支給する当該月の月額報酬は、月額報酬額を当該月の暦日数で除して得た額にその者が常勤役員として在職した暦日数を乗じて得た額とする。ただし、在職暦日数の算定は、選任日から起算し退任日までとする。なお、月額報酬額の算定の結果、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。
- 2 月の途中において、常勤役員が死亡したときの当該月の月額報酬は、前項の規定にかかわらず、暦日数割をしない月額報酬額を支給するものとする。

(期の途中で選退任した場合の手当)

- 第7条の3 支給対象期間の途中において、新たに常勤役員に選任された者または常勤役員を退任した者に対し、支給する上・下期手当の算定は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 在職歴日数の算定は、常勤役員の選任日から起算し、退任日までとする。
  - (2) 上期・下期手当は、各手当の額を各支給対象期間の暦日数で除して得た額に、その者が常勤役員として在職した暦日数を乗じて得た額とする。なお、上・下期手当額の算定の結果、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。

(3) 支給対象期間の途中において、常勤役員が死亡した場合の手当は、前各号にかかわらず死亡した当該月の月末まで在職したものととして算定する。

(手当の支払)

第8条 手当の支払日は、上期手当が6月、下期手当が12月の各々15日とする。

なお、支払日及び支払方法については、第6条の規定を準用する。

2 手当は、各手当の支払日に在職の有無にかかわらず支給する。

### 第3章 退職手当

(退職手当の算定方法)

第9条 常勤役員が退任（死亡による退任を含む。）した際に支給する退職手当は、次の式により算定するものとする。

基本月額報酬×退職手当支給率×役位係数

(基本月額報酬)

第10条 基本月額報酬とは、第7条に規定する月額報酬をいう。ただし、常務理事の退職手当算定の際の基本月額報酬は、理事の月額報酬の限度額と同額とする。

(退職手当支給率)

第11条 退職手当支給率は、次表のとおりとする。

在任年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
支給率	0.833	1.667	2.500	3.750	5.000	6.250	7.500	9.167	10.833	12.500

2 在任年数に月数の端数が生じたときは、その前後の支給率の差の比例計算によるものとする。ただし、支給率に端数が生じたときは、小数点第3位までとし、それ以下は切り捨てとする。

(役位係数)

第12条 役位係数は、次のとおりとする。

(1) 理事（事務局長を兼ねた期間を含む）及び常務理事の役位係数は1.5とする。

(2) 常務理事が事務局長を兼ねた期間の役位係数は2.0とする。

(在任年数の計算)

第13条 在任年数は、就任の日より退任の日までを暦日によって計算するものとする。

- 2 在任年数の計算において1ヶ月未満の端数は1ヶ月とし、1年未満の端数は月割とする。

(退職手当の支給)

第14条 退職手当は、退任した者(死亡による退任を含む。)に、法令等により控除すべき額を控除し、その残額を支給事由の発生した日の翌日から1ヶ月以内に支給するものとする。

- 2 前項において、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

#### 第4章 退任手当

(退任手当の支給)

第15条 退任手当は、別表のとおり在任期間により25万円を超えない範囲で支給することができる。

- 2 支給する場合には、支給事由の発生した日の翌日から1ヶ月以内に支給するものとする。

#### 第5章 その他

(支給手続き)

第16条 報酬等及び退任手当の支給は、理事長の決裁を経て実施する。

(公表)

第17条 この法人は、この規程をもって、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、公益財団法人東北電業会の設立登記日（平成23年4月1日）から施行する。

(役員の内任期間に関する経過措置)

2. 移行の登記を行った日の前日に財団法人東北電業会(以下、「旧法人」という。)として在任する役員であって、移行の登記を行った日以降引き続きこの法人の役員となった者の在任期間又は在任年数は、旧法人での在任期間又は在任年数を加算し、この法人の役員として、通算した在任期間又は在任年数と見なし、退任手当又は退職手当を計算する。

附 則

1. この規程は、平成24年7月30日から施行する。

附則

1. この規程は、平成25年3月14日から施行する。

別表 退任手当

非常勤役員の在任期間	基 準
4年未満	3万円
4年以上5年未満	4万円
5年以上6年未満	5万円
6年以上7年未満	6万円
7年以上8年未満	7万円
8年以上9年未満	8万円
9年以上10年未満	9万円
10年以上11年未満	10万円
11年以上12年未満	11万円
12年以上13年未満	12万円
13年以上14年未満	13万円
14年以上15年未満	14万円
15年以上16年未満	15万円
16年以上17年未満	16万円
17年以上18年未満	17万円
18年以上19年未満	18万円
19年以上20年未満	19万円
20年以上21年未満	20万円
21年以上22年未満	21万円
22年以上23年未満	22万円
23年以上24年未満	23万円
24年以上25年未満	24万円
25年以上	25万円